



2019年7月25日

各位

会社名 関西ペイント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 毛利 訓 士  
(コード番号4613 東証第1部)  
問合せ先責任者 取締役上席執行役員 管理本部長 吉田 一博  
(TEL 06-6203-5531)

## 当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ）、常務執行役員、上席執行役員及び執行役員（日本国内非居住者を除き、以下あわせて「取締役等」といいます。）を対象としたインセンティブプラン「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）として採用している「役員報酬BIP信託」（以下「本信託」といいます。）について、下記のとおり信託期間の延長及び金銭の追加拠出の実施を決議いたしましたので、お知らせいたします。

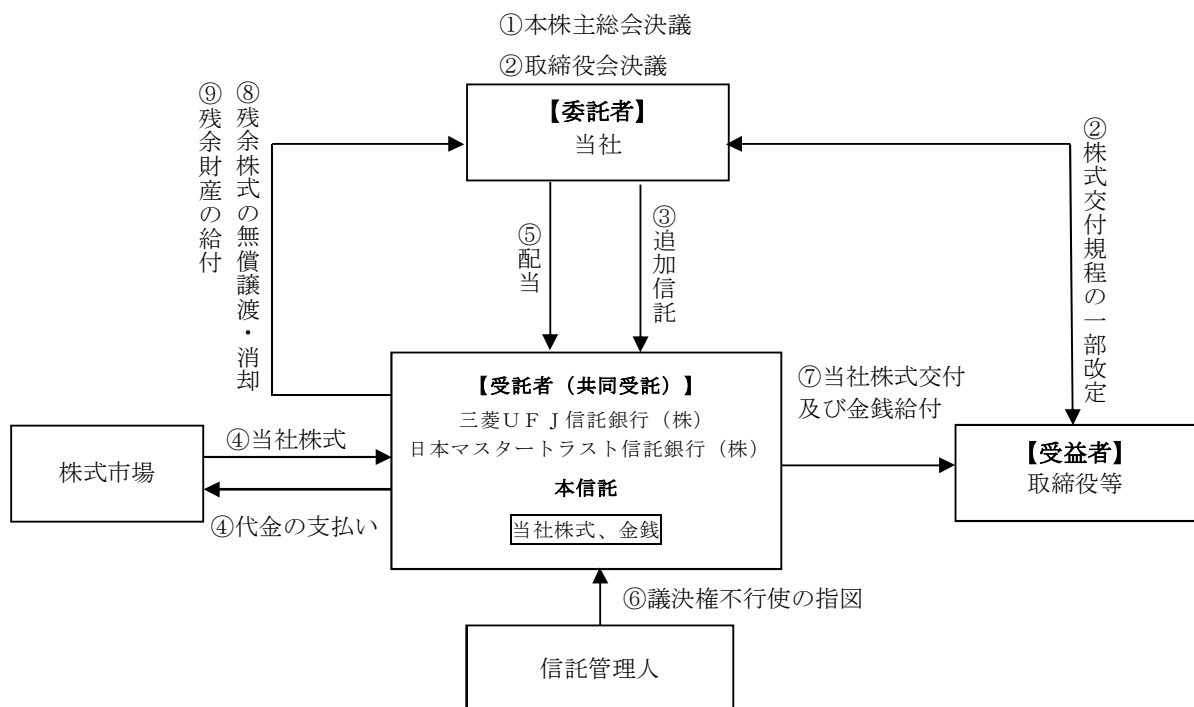
なお、本制度の詳細につきましては2017年5月12日付「当社取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入について」をご参照ください。

記

### 1. 信託期間延長及び追加拠出理由

当社は、2017年6月29日開催の第153回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において本制度の導入を決議し、本制度を実施しておりますが、本制度を継続するため本信託の信託期間を3年間延長し、当社株式の取得資金を本信託に確保するため、金銭を追加拠出することといたしました。

### 2. 本制度の概要



- ① 当社は本株主総会において、本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ています。
- ② 当社は取締役会において、本制度の継続及び株式交付規程の一部改定に関して決議します。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭を追加拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取締役等に対する交付等の対象として取得する株式数は①の本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位及び業績目標の達成度等に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積したポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。
- ⑧ 対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 受益者要件を満たす取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を拠出する可能性があります。

(ご参考)

**【信託契約の内容】**

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                   |
| ② 信託の目的   | 取締役等に対するインセンティブの付与                          |
| ③ 委託者     | 当社  |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者     | 取締役等のうち受益者要件を満たす者                           |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                        |
| ⑦ 信託延長契約日 | 2019年8月9日（予定）                               |
| ⑧ 信託の期間   | 2017年8月10日～2022年8月31日（予定）                   |

- |            |  |
|------------|--|
| ⑨ 制度開始日    | 2017年8月10日   |
| ⑩ 議決権行使    | 行使しない  |
| ⑪ 取得株式の種類  | 当社普通株式   |
| ⑫ 追加信託金の金額 | 154百万円（信託報酬・信託費用を含みます。）                                |
| ⑬ 株式の取得時期  | 2019年8月15日（予定）～2019年8月30日（予定）                          |
| ⑭ 株式の取得方法  | 株式市場より取得   |
| ⑮ 帰属権利者    | 当社   |
| ⑯ 残余財産     | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |          |   |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。     |

以 上